

論 文

幼児期の言葉の発達を促す児童文化財の意義について

岩根 浩

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(令和2年1月24日受理)

Significance of Cultural Assets for Children in Promoting Linguistic Development in Early Childhood

Hiroshi IWANE

(*Department of Children's Studies, Faculty of Children's, Nishikyushu University*)

(Accepted January 24, 2020)

Abstract

Cultural assets for children, such as picture books and *kamishibai* (story-telling with picture cards) not only play an important role in childcare and education but also are deeply involved in the development of the expertise and practical skills of nursery teachers and school teachers. Above all, they have a strong connection to areas such as language that are covered by the Education Guidelines for Kindergartens and the Childcare Guidelines for Nursery Schools. This paper will examine the significance of the role that cultural assets for children play in linguistic development in early childhood and discuss how they should be used in practice while taking into account the issue of continuity from nursery to elementary school education.

Key words : cultural assets for children 児童文化財
education guidelines for kindergartens 幼稚園教育要領
childcare guidelines for nursery schools 保育所保育指針
teaching guidelines for elementary schools 小学校学習指導要領
enhancement of language activities 言語活動の充実

1. はじめに

先に、「幼稚園教育要領（平成29年告示）」（以降、教育要領と呼ぶ）の領域「言葉」のねらい・内容と、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」（以降、指導要領と呼ぶ）が示す国語科の低学年の目標・内容との関係性について考察していく中で、幼児期における言葉の感覚をどのように育成していけばいいのか、その方向性を論じた。

その過程で、幼児期の言葉の発達において思考力・表現力等が果たす役割や、言語活動の充実を図ることの重要性等を明らかにすることができた。また、「幼児期の取り組みは、様々な遊びや生活場面における言葉のやり取りや使い方等の具体的な言語活動（体験）を通して言語感覚を培っていく実践であり、小学校（とりわけ低学年）期の国語科授業の基盤になる」ことを確認することができた。¹⁾

ところで、保育における絵本や紙芝居などの児童文化財を活用した実践は、保育者の専門性を高める上で極めて重要であり、言語活動の充実に果たす児童文化財の役割には大きなものがある。

そこで本稿では、児童文化財に焦点を当て、児童文化財が幼児期の言葉の発達に果たす意義について考察するとともに、幼小の連続性を視野に入れた実践に取り組んでいく中で、児童文化財をどのように活用していけばいいのかについて論及していく。

2. 児童文化財とは

『現代保育用語辞典』では、「児童文化財」について、次のように説明している。²⁾

子どもの成長のために大人や子ども自身、そして大人と子どもが協同して歴史的に、または社会的に作りだした、子どもに直接・間接影響を与える諸事象・諸事物を総称した概念である。広義では、子どもを取り巻く諸事象・諸事物すべてを指す。具体的には、①玩具・遊具、②遊び、③書籍（絵本・児童文学等）、④お話等、⑤マンガ、⑥テレビ・ビデオ、⑦ラジオ、⑧紙芝居・パネルシアター等、⑨児童劇・人形劇、⑩映画、⑪音楽、などがある。

『保育用語辞典（第8版）』でも、前書と同じような記述がある。³⁾

子どもの健全な心身の発達に深いかかわりをもつ有形無形のもの、技術、活動などの総称。おとなが子どものために用意した文化財や子どもが自分の生活をより楽しくするために創りだした文化財がある。広義には、子どもの生活における文化事象全般。一般にはより狭義に、遊び、お話、玩具、図書、紙芝居、人形劇、音楽、映画、テレビ、ビデオなどを指す。

また、『保育基本用語事典』では、以下の説明がなされている。⁴⁾

児童文化の一領域で、子どもの健全な心身の発達、とくに豊かな情操の培養に深いかかわりを持ち、子どもの立場に立ってつくり出された物体または演出の技術、ならびに、子どもの生活行動や創造活動の中から生まれ出たものなどを総括して、「児童文化財」といつている。（中略）児童文化財の多くは専門家によって、表現の内容や技能がものをつくる技術と組み合わせられて、おとなの手によってつくられている。それらが子どもに享受され、子どもの生活の中の情操を養う行動や、創造活動を育てるものである。享受した子どもの間で新たな児童文化財の創造と伝承が行われるのである。子どもの生活の中で情操を育てる行動は、遊びの中でしばしばみることができる。子どもは遊びながら児童文化財を享受し、創造し、伝承している。

以上の記述から筆者は、児童文化財がもつ特性について、次の〔表1〕のように考える。

〔表1〕児童文化財の特性

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 児童文化財とは、子どもの発達、とりわけ、感性や情緒などの醸成に大きな役割を果たす。○ 児童文化財には三つの形態がある。一つ目は「有形（物体としての表現形態をとるもの）」、二つ目は「無形（技術や演技等の表現形態をとるもの）」、三つ目は、有形と無形の両方の要素を組み合わせたものである。○ 児童文化財は、大人（養育者や教師）が用意するだけでなく、子ども自身が享受し、創造し、伝承すべきものでもある。 |
|---|

3. 教育要領における児童文化財の位置付け

教育要領「第1章総則」第1には、「幼稚園教育の基本」が記され、次のように書かれている。⁵⁾

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

そして、本趣旨の具現化のため教師が取り組むべき留意点について、次のように記している。⁶⁾

教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。(中略)教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わり方が重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

前掲「第1章総則」には、児童文化財に関する「直接的な記述」は見当たらないが、教師が児童文化財を扱っていく上での構えや留意点などを読み取ることができる。これは、児童文化財の意義や役割を考えていく上で重要なことである。

幼児は、遊びや生活の中で様々な体験を積み重ねながら成長していく。しかし、体験が体験のままで終わってはよりよい成長は望めない。そこには、体験を経験にまで高める教師の手立てや支援が講じられてこそ、生きる力の基礎、生活に生きて働く力が育まれていくものと考ええる。

そのため教師は、幼児一人一人の特性や実態を踏まえ、幼児と共に教育環境づくりに努めなければならないと考える。その中で重要な位置を占めるのが「教材」であり、言い換えれば、「児童文化財」で

あると考える。

そこで、教材を幼児の学びに生かすため、教材を学習材に作り直す、教師の創意工夫が不可欠である。幼児に児童文化財を与えるだけでなく、幼児と共につくり上げていく営みを大切にしていきたい。これは、小学校教育においても同様であり、子どもと共につくる授業の基底である。

ところで、前述したとおり「第1章総則」には、児童文化財という用語を使った記述はないものの、児童文化財に関連する記述は随所に見ることができる。以下、このことについて考察していきたい。

後になったが、まず、次に掲げる「幼稚園教育において育みたい資質・能力」を確認しておきたい。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

そして、これら三つの資質・能力を5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)の「ねらい及び内容に基づく活動全体を通して育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿(幼児期の終わりまでに育ってほしい姿)」として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目で示した。

5領域で、児童文化財と最も関係が深いのは「言葉」であるが、「環境」や「表現」との関係も重要である。〔表2〕は児童文化財が各領域にどのように位置付けられているのか整理したものである。

まず、領域「環境」では、「内容」の項目として「(6)日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」が入り、「内容の取扱い」の(4)では、児童文化財である「唱歌」「わらべうた」「伝統的な遊び」が取り上げられている。これは、子どもが児童文化財に触れることを通して、社会や国際的つながりへの意識をもつ機会を増やし

〔表2〕教育要領における児童文化財の位置付け

領域	「ねらい・内容及び内容の取扱い」に係る記載事項
環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。【内容（6）】 ○ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。【内容の取扱い（4）】
言葉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。【ねらい（3）】 ○ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。【内容（9）】 ○ 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。 【内容の取扱い（3）】 ○ 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。【内容の取扱い（4）】
表現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。【内容（6）】 ○ 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。【内容の取扱い（3）】

ていくようにするとともに、我が国の文化や、異なる文化の双方に親しめるよう教師が配慮すべきであることを示していると考えられる。

次に、領域「言葉」を見ると、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」のいずれにも、児童文化財として「絵本」と「物語」が位置付けられている。

【ねらい（3）】の趣旨は、日常生活に必要な言葉を理解していく過程を通して、先生や友達と言葉により心を通わせることができるようになることである。そのために、子どもに言葉の理解を育む児童文化財（絵本や物語など）に親しませることを通して、言葉そのものへの関心を促したり、言葉の面白さや楽しさなどを感じ取らせたりするような取り組みが期待されるのである。なお、今回の教育要領の改訂で「言葉に対する感覚を豊かにする」という文言が加わっていることに注目したい。

【内容（9）】では、絵本や物語などを見たり聞い

たりすることを想定している。特に、子どもは絵本や物語などの読み聞かせが好きである。家庭でも保護者に読んでもらうが、ややもすると、自分の興味のあることを中心に見たり読んだりすることにもなる。しかし、幼稚園で教師や友達と一緒に見たり聞いたりすることで、友達と同じ世界を共有する楽しさを味わうことができたり、心を通わせたりすることができる。

最近では、テレビやビデオだけでなく、ユーチューブやタブレットでの映像配信などもあり、児童文化財の広がりが見られるようになってきている。時代の進展に沿った新たな取り組みが必要とされている。

【内容の取扱い（3）】では、絵本や物語などを十分に楽しむためには、「内容と自分の経験とを結び付けること」や「想像を巡らせること」が大切であり、こうした活動を通して、次第に豊かなイメージがもてるようになり、言葉に対する感覚が育まれていくことになる。

【内容の取扱い（4）】は、教育要領の改訂で新設された事項であり、豊かな言葉を育むためには、絵本や物語、言葉遊びなどの児童文化財に親しむことが重要であるとうたわれている。リズムや響きといった言葉の特徴や、新しい言葉や表現などに触れることを通して、言葉を使う楽しさを子ども自身が実感できるようにすることが、幼児期の指導には求められる。

ところで筆者は、「言葉に対する感覚（国語教育でいう「言語感覚」と同義）」の育成に当たっては、領域「言葉」の「内容」において、「⑦ 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く」と「⑧ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする」、及び「⑨ 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」が特に重要であると考えている。このことに関しては第5章で、「言語活動の充実」との関連から考察をしていきたい。

最後に領域「表現」を見ていく。幼児はここで取り上げられている「歌」「リズム楽器」「遊具や用具」といった児童文化財を使いながら、表現する意欲を発揮し、表現することを楽しむ活動を行っていく。このような過程を通して幼児は、友達の表現の面白さやよさに関心をもとうとするようになっていく。

このように、今回改訂された教育要領には、「物語」「絵本」「紙芝居」などのほかに、新たに、「唱

歌」「わらべうた」「伝統的な遊び」「言葉遊び」といった児童文化財が取り入れられていることが分かる。

これは、今回の教育要領改訂の基本方針の一つである、言語能力の確実な育成と、伝統や文化に関する教育の充実の方向性を示したものと言えよう。

なお、児童文化財が言語能力の育成にどのように関わっていくのか、また、同様に、伝統や文化に関する教育にどのように関わっていくのかについては第5章で述べていく。

4. 保育指針における児童文化財の位置付け

今回の改訂では、保育所も幼児教育施設の一つとして認められ、幼稚園、幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育」を行うことが強調された。

そこで、「保育所保育指針」（以降、保育指針）の「第1章総則」の4には、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が掲げられている。

今回、「乳児保育」については、これまでの5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の観点から「ねらい及び内容」を記したのではなく、子どもたちの育ちぶりに合わせた記述になっていることに注目したい。その観点とは、①身体的発達に関する視点「健やかにのびのびと育つ」、②社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」、③精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の三つであり、①は「健康」とほぼ重なり、②は「人間関係」と「言葉」の両方にまたがり、③は「環境」と「表現」につながった視点であると言える。

そして、「1歳以上3歳未満児の保育」及び「3歳以上児の保育」については、教育要領と同様に5領域で示されているが、記述内容は別である。

以下、本章でも、前章で考察したように、児童文化財が保育指針の各領域にどのように位置付けられているのかを見ていくことにする。

1) 乳児保育

領域「身近なものに関わり感性が育つ」

- 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。【内容①】
- 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

【内容③】

- 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引くなど、手足や体を動かして楽しんだりする。【内容④】
- 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。【内容⑤】
- 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。【内容の取扱い①】

2) 1歳以上3歳未満児の保育

領域「環境」

- 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。【内容②】
- 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。【内容の取扱い①】

領域「言葉」

- 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。【ねらい①】
- 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。【ねらい③】
- 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。【内容④】

領域「表現」

- 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。【内容④】

3) 3歳以上児の保育

領域「人間関係」

- 共同の遊具や用具を大切に、皆で使う。【内容⑩】

領域「環境」

- 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。【内容⑧】
- 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。【内容の取扱い④】

領域「言葉」

- 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。【ねらい③】
- 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。【内容⑨】
- 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことにより、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。【内容の取扱い③】
- 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通じて、言葉が豊かになるようにすること。【内容の取扱い④】

領域「表現」

- 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。【内容⑥】
- 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切に自己表現を楽しめるように工夫すること。

【内容の取扱い③】

以上、保育指針における児童文化財の位置付けをまとめてみると、次のようなことが明らかになる。

- 乳児保育においては、「玩具」「絵本」「あやし遊び」「歌」といった児童文化財が紹介されている。
- 1歳以上3歳未満児の保育でも、「玩具」「絵本」「歌」などがあるが、その他に「遊具」「言葉遊び」「物語」「紙芝居」「手遊び」が含まれている。
- 3歳以上児の保育では、「唱歌」「わらべうた」「伝統的な遊び」「言葉遊び」などが挙げられているが、領域「言葉」では「幼児」が「子ども」へ、「先生」が「保育士等」に変わっているだけであり、教育要領に準じた内容になっている。

5. 言語活動の充実と児童文化財の役割

これまで、幼児教育に児童文化財がどのように位置付けられているのかを考察してきたが、本章の論及に関わって筆者は、自身の実践経験から、児童文化財を次の四つに分類することを提案する。

- ① 児童文学系（絵本・物語・民話・昔話等）
- ② 表現系（歌・童謡・唱歌・言葉遊び・紙芝居・劇・人形劇・ペープサート・パネルシアター等）
- ③ 遊び系（遊び・玩具・遊具等）
- ④ 情報系（テレビ・ビデオ・ラジオ・映画等）

本章では、言語能力の育成に関わりが深い①と②の代表的な文化財に焦点を当て、言語活動の充実と児童文化財との関係性を明らかにしていきたい。

1) 言語活動の充実

「幼稚園教育要領解説」（以下、教育要領解説）の110頁には、次のような記載がある。⁷⁾

幼稚園においては、言語に関する能力の発達が

思考力等の発達と相互に関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような豊かな言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を幼児自らが用いて、友達と一緒に工夫したり意見を出し合ったりして考えを深めていくような言語活動の充実を図ることが大切である。

本項は、言語能力の育成に当たっては、幼稚園生活全体における言語環境を整えることと、遊びや生活の様々な場面において言語活動を充実させることの大切さを示している。

さらに教育要領解説では、遊びの中に、具体的な言語活動（言わば、児童文化財）として、「歌や手遊び、絵本や紙芝居の読み聞かせ、しりとりや同じ音から始まる言葉を集める言葉集め、カルタ作りといった活動」を取り上げ、幼児が言葉に親しむ環境を意図的に工夫することによって、言語活動の充実を図ることを示している。

しかし、ここで留意すべきことは、教師主導の一方的な取り組みである。「～を整える」「～を充実させる」「～を工夫する」の主語は教師であるが、指導に当たっては、「今、一人一人の幼児が何に関心をもっているのか」「何に意欲的に取り組もうとしているのか」「何に困っているのか」などを詳細に捉えていく必要がある。幼児だけでなく、児童生徒の確かな言語能力の育成のために、実態に応じた価値ある言語活動をどのように仕組んでいくか。価値ある児童文化財をどのように活用していくか。教師の実践的指導力が問われている。

2) 児童文学系

本カテゴリーの中で幼児にとって関係の深い児童文化財として、絵本・物語・民話・童話などが挙げられる。これらは相互に関連し合いながら、幼児の言語能力の育成に影響を与えていくが、以下、言語活動の充実にどのように関わりをもつのかについて考察していく。

① 「文学」を読むことの意義

『保育基本用語事典』の282頁には、次のような記述がある。⁸⁾

絵本を文学のジャンルに入れることには異論もあるが、幼児と文学とのかかわりは、絵本との出会いから始まるといってよい。すぐれた絵本の絵

は、文と一体化し融合したもので、単なる「さし絵」ではない。近代の絵本は絵が雄弁に語っている。民話は古くから民衆の間で語られ伝承された広い範囲をもつ話の総称で、昔話、寓話、伝説、笑い話などを含んでいる。これらの伝承されてきた伝承文学は、話の構成や表現が極度に精選され、単純化されていて、幼児に享受されやすく、幼児の生活の中に脈々と生きつづけている。童話は作者が写実と想像を織り混ぜた創作で、子どもの日常生活に密着したものと、日常生活にない特殊な世界をつくり出したものがある。(後略)

ここで注目すべき点の一つは、「幼児と文学とのかわり」は、絵本との出会いから始まるというよい「すぐれた絵本の絵は、文と一体化し融合したもので、単なる『さし絵』ではない」という点である。もちろん幼児期では、文学とは言わず、お話や物語と呼ぶことがほとんどであり、小学校国語科においても「文学」という呼び方ではなく、「文学的文章」「物語」「物語文」という呼び方をするのが一般的である。よって、ここで言う「文学とのかわり」での「文学」とは、「文学的」意味合いのことであり、この中に、絵本・物語・民話・昔話・童話などの児童文化財が含まれると解する。

そこで、「文学（文学的文章）を読む」とはどのような行為であるのか、その意義を筆者は〔表3〕のように考えている。

〔表3〕文学（文学的文章）を読むことの意義

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 想像を働かせながら作者が作り出した世界を読んでいくことによって、新たな体験の機会を得る。さらに、今まで自分の中で言葉にならなかった体験の意味を再確認したり新たな創造を行ったりすることができる。【想像から創造へ】○ 作者の体験に寄り添って読んだり、自分の体験を基にして読んだりする。【想像力と認識力の育成】 |
|---|

つまり、読み手は、作者が創造した世界を読むことによって、体験（一般的に間接体験を指す）をする。さらに、その体験を自分に引き寄せて読む過程で、想像や思考を言語化する。その結果、体験が経験になり¹⁾、理解から認識へと読み手の思考は深化していく。こうして、幼児は「文学」と出会っていくと考えられる。

② 絵本・物語・昔話の役割

注目すべき二点目は、「伝承文学は、話の構成や表現が極度に精選され、単純化されていて、幼児に享受されやすく、幼児の生活の中に脈々と生きつづけている」ということである。伝承文学は、話の構成が単純で分かりやすく、選び抜かれた言葉を使って表現されているので、幼児が楽しむことのできる児童文化財となっているのである。伝承文学の代表的なものは、昔話である。なぜ幼児は昔話が好きなのか。昔話はなぜ幼児の心をつかむのか。幼児教育に当たる教師や大人は、このことについて明確な答えを準備しておく必要がある。

藤本（2018）は「絵本・物語がもつ力」⁹⁾の中で、民衆の心を語る昔話は、祖父母が囲炉裏端で孫たちに語った物語であるとともに、母親が幼子を寝かしつけるために聞かせたおとぎ話でもあったと述べ、昔話は「名もない人々によって紡ぎ出され、語り手によって世代を越えて語り継がれてきたもの」、言わば、「語りの文芸」であると説明している。そして、物語は面白いだけでなく、その背後には重要なメッセージが込められていたと説明する。

さらに藤本（同上）は、昔話もつ意義について次のように書いている。¹⁰⁾

昔話が話の途中に「とさ」「げな」「そうな」などという語を付して語ることに意味があります。（中略）昔話は自分がその現場で実際に見たり、聞いたりしたできごとではなく、人から伝聞した話なのです。ですから、事実を記録して残す（たとえば、伝説）というより、楽しむということが本来の目的であったと思われます。テレビもゲーム、パソコン、タブレットもない時代、人々はおはなしで人をもてなしたのでした。そして、それが「語り」でなされたことは心に留めておくべきです。

このように見てくると、自分が生活している現実の世界しか知らない幼児にとって、登場人物になりきって昔話の世界を楽しみ、いろいろなことを想像することは、自身の成長に大きな影響を与えることになるであろう。また、自分以外の人に関心を抱くことを通して、幼児なりに、登場人物の考え方や生き様にも触れることができるものと考えられる。まさに、絵本や物語、昔話は幼児が人生で最初に会う文学であると考えられよう。

③ 言葉の力を育むことの意義

三点目は、「言葉の力」を育むことである。なお、ここで言う「言葉の力」を育むに当たっては、小学校で行う「国語科教育」のような意味で捉えるのではなく、「幼児期における言葉の教育」（広義の「国語教育」）であることは言うまでもない。

まず、「教育要領解説」の221頁を見てみると、次のように書かれている。¹¹⁾

言葉はただ単に、意味や内容を伝えるだけのものではない。声として発せられた音声の響きやリズムには、音としての楽しさや美しさがある。

例えば、「ゴロゴロ ゴロゴロ」というように言葉の音を繰り返すリズムの楽しさや「ウトコショ ドッコイショ」というような言葉の音の響きの楽しさなどもある。また「サラサラ サラサラ」というような言葉の響きの美しさもある。言葉を覚えていく幼児期は、このような言葉の音もつ楽しさや美しさに気付くようになる時期でもある。

さらに、229頁には、次のような記述がある。¹²⁾

絵本や物語、紙芝居の読み聞かせなど（中略）特に語り継がれている作品は、美しい言葉や韻を踏んだ言い回しなど幼児に出会わせたい言葉が使われていることが多い。繰り返しの言葉が出てきて、友達と一緒に声を出して楽しめるものもある。お話の世界を通していろいろな言葉と出会い親しむ中で、自然に言葉を獲得していく。言葉を獲得する時期である幼児期にこそ、絵本や物語、紙芝居などを通して、美しい言葉に触れ、豊かな表現や想像する楽しさを味わうようにしたい。

「教育要領解説」に「リズム」「響き」「韻」「繰り返し」などといった語句が出てくる。

これらは、絵本や物語の特性を表しているものであり、幼児期における言葉の力を育成する留意点であるとも考えられる。幼児の言葉の力を育む教師は、こうした児童文化財がもつ言語的・国語的な要素や特徴を理解し吟味した上で、指導に当たっていく必要があると考える。

これに関する直接的な論及ではないが、前頁で掲げた藤本（2018）が日本の昔話「ねずみのすもう」を例に「話の語り口」として論じている。筆者はこ

れを参考にして、幼児期の言葉の力の育成に当たっては、物語の構成とともに、話の語り口（様式）を理解することが重要であると考えた。

ア 構成の理解

物語は一般的に複数の場面によって構成され、話の展開に即して、時間や場所、風景、登場人物などの様子の変化が描かれている。

昔話「ねずみのすもう」の構成は、次のようになっている。「むかし、あるところに、貧乏なじいさまとばあさまがいました」という書き出し（発端句）で始まる。終わり（結末句）は、「それからというもの、じいさまとばあさまは、長者のねずみがもってきたお金で、なんの心配もなく、らくに暮らせるようになった」で結ばれる。

このように昔話では、「不特定の時間、不特定の場所、不特定の人物」での導入があり、ハッピーエンドで結末を迎えることが一般的である。そして、発端句と結末句の間にはさまれているのが展開部であり、文章構成でいうところの「はじめ・なか・おわり」である。幼児期においても大事に扱いたい概念である。

ところで、藤本（2018）は、昔話は不必要な言葉や説明を入れず「非常に動的に展開するもの」であると述べ、人物が「出発して帰還する」という「出発―帰還型」の構造をもっていると述べる。また、日本の昔話では、場所の移動には一種の約束事があると述べ、以下のように説明している。少々長くなるが、引用する。¹³⁾

山は不思議なことが起こる場所、いわゆる異世界なのです（ヨーロッパでは異世界は森と設定されています）。ですから、山に行くことは不思議なことが起こる（怖いことが起こる、天狗や山姥など魔物に出会うなど）ことであり、聞き手はわくわく期待して聞き、また、家や村にもどることは現実の世界にもどる（安全な場所、安心できる）ことを意味しているのです。

ところで、昔話は、はじめに困ったことが起こったり、困った状態で始まることが多いのですが、こうした状態を「欠乏」と称しています。この話では、何かが足りない（じいさまの家が貧しい、家のねずみが弱い―力がない）状態で始まっています。そして物語は、その問題を解決する方向に進み、最後にすっきりと解決するのです。解決するので、はじめの「欠乏」に対して終わりの状態

を「欠乏の解消」と呼んでいます。この話では、足りないものが充足されて（じいさまの家が豊かになる、家のねずみが強くなる）終わっています。聞き手は通常、じいさま（ばあさま）と家のねずみが幸せになることを期待しながら聞いていると思います。そしてそうなることは、聞き手の期待通りであり、聞いていて、聞き手も満足できるのです。

このように見てくると、読み聞かせを行うことが子どもの意欲を引き出し、想像力を培うためにいかに重要な役割を担っているのか、改めて理解することができる。言葉が分かること、言葉の楽しさを実感できるよう、教師は子どもが期待に胸を膨らませながら物語の世界を楽しんでいることを忘れてはならない。幼児の言葉の力を育成することはもちろんのこと、子どもの人格の形成に果たす読み聞かせの意義を改めて認識させられる。

絵本や物語などに親しむことは、幼児に限ったことではない。児童生徒、いや大人にとっても有意義なことではなからうか。絵本や物語の中で展開される一つ一つの言葉や表現を頼りに、自分の想像力を働かせて、これまで知らなかった世界を想像する。自分がお話の世界に入り込み、主人公になりきって考えたり行動したりする。このような過程を通じて豊かな心とともに、確かに豊かな言葉の力が育まれていくのではないかと考える。

そのため教師には、絵本や物語の構成に関する確かな理解が求められるのである。

イ 語りの理解

藤本（2018）は、昔話には世界中で共通している簡潔で分かりやすい語り口があり、それが子どもを喜ばせると説明している。また、昔話には繰り返しが多いことについて、次のように述べている。¹⁴⁾

昔話では「三」という数字や「三回の繰り返し」を好んで使います。子どもは繰り返しが大好きです。まして、自分の親しい人や好きな人から知っている話を繰り返し聞くことに安心感や喜びを感じるのです。大人でも、知っている話やできごとと繰り返し出会いたいのは同じです。

また、同じ場面は同じ言葉や語句で、同じ口調で繰り返し語られ、それは、リズム感やユーモアを感じさせると述べている。

さらに、昔話が備えている表現上の要素や特徴を挙げながら、昔話のもつ言語的価値を明らかにしている。

それらをまとめると、次のようになる。

- 昔話では、共通した色がよく用いられる。
好んで用いられる色は、白・黒、お金をイメージさせる金・銀、原色。
- 昔話では、抽象的な形態をした小道具がよく用いられる。
- 昔話では、大げさに語られる傾向がある。
- 昔話では、対比させて語られることが多い。

この話では、貧乏な老夫婦（じいさまとばあさま）と長者、それぞれに住むいえねずみ同士が対比されている。これらの関係は次のようになる。

老夫婦	老夫婦のいえねずみ	長者	長者のいえねずみ
貧しい	痩せている	金持ち	太っている
温かい	すもうが弱い	冷たい	すもうが強い
気前がいい		けち	

- 昔話では、最初の人物の関係が最後には逆転し（老夫婦は豊かになり、長者は損をする）善悪がはっきりする。
- 昔話では、幸せな結末で終わり、聞き手に安心感を与える。（前述）

ここまで、「語りの理解」という項目を立て考察してきたが、改めて、教師自身が確かな教材観をもつとともに、児童文化財に内包される本質観や価値観を見極めることの重要性を感じる。

それは、手に取っている物語を自分は真に読んでいるのか、作者が読み手や聞き手（読み聞かせの場合）に対して伝えたいことを自分は真に理解しているのか、と考えるからである。

読むとは、テキストを自分の想像や経験と照らし合わせながら、自分を見つめ、自己を創造していく能動的な行為である。単に作者の意図を読み取るにとどまらず、それらの確かな把握や理解の上に立って、一人の読み手として、作品や教材の価値を見出し、新たな考えをつくり上げられるようになることが最終目標ではないかと考える。

このような思いを書き連ねていく中で、以下の箇所が目にとまった。¹⁵⁾

こうして、貧しい老夫婦の弱者へのいたわり、老夫婦の援助に対するねずみの（動物）の返礼は、子どもにもわかりやすい展開の筋運びになっています。困っている人が、自分よりもっと弱く、自分よりさらに困っている者を援助し、その結果が、最後に、助けた側が助けられる側になるという展開は、現代にも通用する展開の仕方であると思われます。地球の南北問題や各地で起こっている災害後の被災者の方々のことを思うとき、このようなメッセージは、今、私たちが子どもたちに伝えるべき大切な事柄であり、そこに、代々、語り伝えられてきた昔話の力があるといえるでしょう。これから厳しい人生に向けて歩み出す幼い方々に、人生に先だって、「ねずみのすもう」のような昔話を語ってやり、あるいは読んでやることは、子どもが先取りして人生を経験することでもあり、貴重な経験であろうと思います。（下線は筆者）

筆者はとりわけ、下線部から考えさせられた。昔話の根底にある人間（民衆）の生き方を、今日の社会における人間の生き方に重ね合わせたり、引き寄せたりしながら読む（考える）ことが述べられているからである。悠久の時を越えて、昔話が我々現代人に人としていかに生きるべきかというメッセージを送り、訴えかけている。

このことは、歴史や文化との関わりからも言えるのではないかと考える。「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語編」に次のような記述がある。¹⁶⁾

我が国の言語文化とは、我が国の歴史の中で創造され、継承されてきた文化的に価値をもつ言語そのもの、つまり文化としての言語、またそれらを実際の生活で使用することによって形成されてきた文化的な言語生活、さらには、古代から現代までの各時代にわたって、表現し、受容されてきた多様な言語芸術や芸能などを幅広く指している。

今回の教育課程改訂の基本方針の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」がある。「教育要領」の領域「言葉」では、言葉に対する感覚を豊かにすることが「ねらい」に新たに示された。また、生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすることが「内容の取扱い」に新たに記された。

こうした背景を考えると、我が国の伝統文化の中で育まれてきた児童文化財の意義や役割には実に大きなものがあると考えられる。

3) 言葉遊び

言葉遊びとは、「言葉の（おん）や文字等、言葉の様々な特性を利用して楽しむ遊び」であり、「大人が子どもに語りかけ、あやしたりする中で生まれてきたものや、子どもの遊びの中で生まれ、伝えられてきたものがある」と書かれ、いろいろな言葉遊びが紹介されている。¹³⁾これを筆者は〔表4〕のように整理した。

〔表4〕言葉遊びの紹介

名称	内容の説明／「言葉遊びの例」
唱え言葉	生活や遊びの中で唱える言葉 ／「かくれんぼするものよっといで」 「痛い痛い飛んでゆけ」など
数え歌	数を数えるための言葉遊び ／「だるまさんが転んだ」 「ちゅうちゅうたこかいな」
絵描き歌	歌いながら歌に合わせて絵を描く言葉遊び ／「棒が一本あったとさ葉っぱかな葉っぱじゃないよかえるだよ…」(かわいいこっくさん)
しりとり	前の言葉の最後の文字から始まる言葉を探して繋げていく遊び。一文字だけとって続けるのが一般的だが、二文字とるなどもある。
なぞなぞ	問いかけをし、それに対して言葉遊び等で答えるもの ／「10匹集まるとお礼を言う虫なあに」(答え：アリ) など
早口言葉	言いにくい言葉を早く正確に言う遊び ／「生麦 生米 生卵」 「隣の客はよく柿食う客だ」など
逆さ言葉	上から読んでも下から読んでも意味の通じる言葉 ／「いたたい」「いかかい」 「くるみみるく」など
回文	上から読んでも下から読んでも同じになる言葉 ／「しんぶんし」「わたしまけましたわ」 「たけやぶやけた」など
ぎなた読み	区切る位置によって意味が変わる言葉 ／「くるまでまつ」 「ここではきものをぬいでください」など
洒落言葉	頭韻や脚韻、語呂合わせ等を用いた言葉遊び ／「ふとんがふっとんだ」 「いるかはいるか」など
付け足し言葉	本来の言葉の後に、言葉を付け足したもの ／「おどろきもものきさんしょのき」 「さよならさんかくまたきてしかく」など

ところで、「教育要領解説」の「内容の取扱い」には、言葉遊びに関して次のようなことが記載されている。¹⁷⁾

幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

ここでも、言葉遊びは絵本や物語と同様、豊かな言葉を育むための大切な児童文化財であることを述べている。そして、幼児が言葉や表現に触れる際、日本語のもつ響きやリズムを大切に、幼児が言葉を使う楽しさを実感できるような指導の工夫を求めている。

言葉「遊び」という呼び方から考えてみても、言葉を使うこと自体が楽しく面白いものである。筆者も子どもの頃、家の庭先や神社の境内で友達と歌を口ずさみながら言葉遊びに興じたことを思い起こす。リズムカルな節回しの手遊びや童謡、早口言葉、駄洒落、しりとり、なぞなぞ、絵描き歌（特に記憶に残っているのは「棒が一本あったとさ」で始まる「かわいいコックさん」である）など、大人になった今でも懐かしく思い出されるのである。

子どもたちが音の面白さや響きを楽しんだり、自分の知っている言葉を使ったり、友達の使っている言葉から新しい発見をしたりする。子どもたちは、おしゃべりやお話が大好きである。教師や大人は積極的に言葉遊びの場をつくり、子どもたちから「言葉って面白いね。楽しいね。」という声が発せられるような教育が展開されることを願うばかりである。

6. 結 論

本研究は、児童文化財が幼児期の言葉の発達や言語能力の育成に果たす意義や役割について明らかにすることを主たるねらいとしたものであった。

児童文化財の定義付け、及び教育要領や保育指針における児童文化財の位置付けを踏まえた上で、幼児期における言語活動を充実させるために、最も関係が深い絵本や物語に代表される「児童文学系」と、「言葉遊び」の意義や役割について論及した。それらの詳細については各章で述べたとおりであるが、本稿で明らかになったこと、並びに、今後の課題や研究の方向性を以下に示すことで、本研究のまとめとしたい。

- 1 児童文化財の活用には、幼児個々の興味・関心、意欲に合ったものを選択すること。

- 2 児童文化財（物語）の活用には、物語の構成や語りの特徴を理解し、表現の特性を押しえた言語活動を取り入れること。
- 3 児童文化財（言葉遊び）の活用には、日本語のもつ響きやリズムを大切に、幼児が楽しめる言葉遊びを取り入れること。
- 4 児童文化財の活用には、幼児と共に教材や言語活動をつくっていくという姿勢をもって臨むこと。
- 5 児童文化財と日本の歴史や伝統・文化との関連性についての考察が不足した。
- 6 今回は主に領域「言葉」における児童文化財の意義についての論考であった。他領域との関連性に係る考察も必要であった。
- 7 児童文化財は、小学校国語科との関連が非常に深いので、幼小の連携という点からの論考が必要であった。今後の課題としたい。
- 8 当該の児童文化財の活用によって、子どもの何が育ったのか、子どもにどのような力が育まれたのか、子どもは何ができるようになったのかなど、具体的な見取りやデータが必要であった。今回は文献研究を中心としたので、今後の課題としたい。

これからも、研究のキーワード「児童文化財の意義」を再考し、児童文化財が幼児期や小学校教育における言語能力の発達にどのように働いていくのか、さらなる研究実践を積み重ねていきたい。

注

- (1) 『広辞苑（第七版）』によれば、体験とは、「自分が実際に身をもって経験すること」であり、経験とは、「人間が外界との相互作用の過程を意識化し自分のものとする」「何事かに直接ぶつかり、そこから技能・知識を得ること」とある。

経験を積む、経験を生かすという言い方があるが、それができる人には、生活に生きて働く知識・技能つまり、経験知が備わっていると筆者は考えている。体験を重ねていく過程で、自身の生き方や有り様を言語化したり表出したりしながら、体験が経験にまで高まっていくのではないかと考える。

引用文献

- 1) 岩根 浩「幼児期における言葉の感覚の育成に関する一考察－幼小の連続性を視野に入れて－」(西九州大学子ども学部紀要第10号, 2019, 101頁)
- 2) 岡田正章・千羽喜代子他『現代保育用語辞典』(フレーベル館, 1997, 199頁)
- 3) 森上史朗・柏女霊峰『保育用語辞典(第8版)』(ミネルヴァ書房, 2015, 383頁)
- 4) 岡田正章・森上史朗『保育基本用語事典』(第一法規, 1980, 282頁)
- 5) 文部科学省『幼稚園教育要領(平成29年告示)』(東山書房, 2017, 13頁)
- 6) 同上, 13頁
- 7) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』(フレーベル館, 2018, 110頁)
- 8) 前掲書4), 282頁
- 9) 藤本朝巳「絵本・物語がもつ力」田島信元・佐々木丈夫・宮下孝広・秋田喜代美編『歌と絵本が育む子どもの豊かな心－歌いかけ・読み聞かせ子育てのすすめ』(ミネルヴァ書房, 2018, 383頁)
- 10) 前掲書9), 201頁
- 11) 前掲書7), 221頁
- 12) 前掲書7), 229頁
- 13) 前掲書9), 208頁
- 14) 前掲書9), 209頁
- 15) 前掲書9), 212頁
- 16) 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』(東洋館出版社, 2018, 25頁)
- 17) 前掲書7), 229頁
3. 厚生労働省『保育所保育指針』(フレーベル館, 2017)
4. 大北理津子・小見のぞみ「幼児期の『言葉の教育』を考える－幼小接続と児童文化財の観点から－」(聖和短期大学紀要第4号, 2018)

参考文献

1. 無藤 隆・汐見稔幸・砂上史子『ここがポイント！3法令ガイドブック－新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型こども園教育・保育要領」の理解のために－』(フレーベル館, 2017)
2. 齊木恭子「児童文化財の活用を考える『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』における領域『言葉』に視点を置いて－」(鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要第76号, 2018)